

一般社団法人日本関節病学会 認定医制度施行細則

認定医資格審査

第1条 審査は他条に定める提出書類により行う。

第2条 審査を受けるものは下記の書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請書（所定様式1）
- (2) 自ら診療した関節疾患患者 50 例の一覧表（所定様式2）
変形性関節症、関節リウマチ、手術例を各 5 例以上含むこと
手術例については執刀の有無は問わない
- (3) 自ら診療した関節疾患患者 5 例の詳細報告書（所定様式3）
- (4) 本学会学術集会における学会発表報告書（所定様式4）
過去 5 年以内に第一演者として 1 回以上
または共同演者として 2 回以上必要
- (5) 関節疾患に関する原著、総説、症例報告などの論文リスト（所定様式5）および論文タイトルページのコピー（医中誌や PubMed などのコピー可）
2 編以上、筆頭・共著、和文・英文は問わない
- (6) 必要単位（過去 5 年間、合計 6 単位以上）証明書（所定様式6）
下記①と②は必須単位、③はなくてもよい
 - ①本学会学術集会参加証のコピー（1 回 1 単位） 2 単位以上
 - ②学術集会会期中の指定講演受講証明書（1 回 1 単位） 1 単位以上
 - ③日本整形外科学会または日本リウマチ学会における関節病に関する講演
受講を証明するもの（1 回 1 単位） 3 単位

第3条 認定医の申請は通年して受け付ける。

第4条 認定医審査料は 1 万円とする。

認定

第5条 認定医の資格は委員会で審査され、年に 1 度認定される。

第6条 認定されたものには認定証が交付される。交付の際には認定料を徴収する。

第7条 認定料は 2 万円とする。

更新手続き

第8条 認定医は 5 年ごとに委員会により再認定の審査を受けなければ認定医資格は更新

されない。ただし、海外留学・病気・出産・介護などの特別の事情により長期間にわたって臨床活動に従事することができないと委員会が判断した場合は、更新期限を延期することができる。この場合、期限の延長が委員会によって承認され、再認定されるまでは認定医の資格を留保する。

第9条 再認定を受けようとするものは下記の書類を委員会に提出しなければならない。

(1) 申請書(所定様式1)

(2) 必要単位(過去5年間、合計6単位以上)証明書(所定様式6)

下記①と②は必須単位、③はなくてもよい

①本学会学術集会参加証のコピー(1回1単位) 2単位以上

②学術集会会期中の指定講演受講証明書(1回1単位) 1単位以上

③日本整形外科学会または日本リウマチ学会が認定する関節病に関する講演受講を証明するもの(1回1単位) 3単位

第10条 再認定審査料は1万円とする。

再認定

第11条 認定医の資格更新の可否は委員会で審査され、年に1度認定される。

第12条 再認定されたものには認定証が交付される。交付の際には認定料を徴収する。

第13条 再認定料は2万円とする。

特例措置

第14条 本認定医制度発足後3年間にかぎり、次のものは他条に定める提出書類により申請できる。

(1) 本学会正会員歴2年以上の日本専門医機構認定整形外科専門医(または日本整形外科学会専門医)

(2) 本学会正会員歴1年以上の日本整形外科学会認定リウマチ医

(3) 本学会正会員歴1年以上の日本リウマチ学会専門医

第15条 特例措置の審査を受けるものは下記の書類を委員会に提出しなければならない。

(1) 申請書(所定様式7)

(2) 日本専門医機構認定整形外科専門医(または日本整形外科学会専門医)、日本整形外科学会認定リウマチ医、日本リウマチ学会専門医であることを証明するもの(認定証や名簿のコピー)

(3) 自ら診療した関節疾患患者20例の一覧表(所定様式8)

変形性関節症、関節リウマチ、手術例を各2例以上含むこと

手術例については執刀の有無は問わない

- (4) 自ら診療した関節疾患患者2例の詳細報告書(所定様式3)
- (5) 関節疾患に関する原著、総説、症例報告などの論文リスト(所定様式5)
- 2編以上、筆頭・共著、和文・英文は問わない

【認定医要件一覧表】

区分	必要資格	正会員年数	症例報告	論文	学会発表	指定講演受講
一般	-	3年以上	50例 5例詳細	○	○	○
特例措置	日本専門医機構認定整形外科専門医 (または日本整形外科学会専門医)	2年以上	20例 2例詳細	○	-	-
	日本整形外科学会認定リウマチ医	1年以上				
	日本リウマチ学会専門医					

その他

第16条 既納の(再)認定医審査料、(再)認定料の返還は行わない。

第17条 この細則を変更するには、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規則は令和3年11月20日から施行する。

この規則は令和4年10月20日から施行する。